

## 検体検査用放射性同位元素廃止届

令和 年 月 日

尼崎市保健所長 様

開設者又は管理者名 \_\_\_\_\_

臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項の規定により備えた検体検査用放射性同位元素を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

衛生検査所の名称	
衛生検査所の所在地	〒  TEL ( ) FAX ( )
廃止年月日	令和 年 月 日
廃止の理由	
廃止後の措置	

注) 検体検査用放射性同位元素を廃止する場合は、この届と別に30日以内に廃止後の措置の概要を届出なければならない。(施行規則第17条の2第4項)